浜田小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができる、いじめのない学校を作るために「浜田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- ○児童、教職員の人権意識を高める。
- ○校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- ○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ○いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1「いじめ」とは(いじめ防止対策推進法を参照)

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような 学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規律意識を醸成する。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っていることを、さまざまな活動を 通して児童に示し、児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさ まざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を 見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることもあわせて指導する。その際、 知らせることは決して悪いことではないこともあわせて指導する。
- ・教員は、児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・教員は、児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、 自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。

<学校全体として>

- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教 職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践 力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- 管理職への報告や学年や同僚への協力を求める環境を醸成する。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、 授業参観日の道徳の授業等で伝え、理解と協力をお願いする。

3「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて>

- ・児童の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場(職員朝会等) を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共 に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相 談することの大切さを児童に伝えていく。

<早期解決に向けて>

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを 受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるよう励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告するとともに、職員朝会等を 通して校内で情報を共有するようにする。
- ・教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめをしている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、 いじめることをやめさせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、 共に連携しあっていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- (1)「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、 養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- (2)役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、 児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取り組みにおいて、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。